二　当該特定暗号資産の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額　当該特定暗号資産の譲渡に係る事業所得の金額及び雑所得の金額

三　当該特定暗号資産の譲渡に係る雑所得の金額の計算上生じた損失の金額　当該特定暗号資産の譲渡に係る事業所得の金額及び譲渡所得の金額

2　その年において法第三十八条の二第一項に規定する特定暗号資産の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等」という。）を有する居住者又は恒久的施設を有する非居住者が確定申告書を提出する場合には、財務省令で定めるところにより、当該特定暗号資産の譲渡に係る譲渡所得等の金額の計算に関する明細書を当該申告書に添付しなければならない。この場合において、所得税法第百二十条第八項の規定の適用については、同項中「事業所得」とあるのは、「事業所得（租税特別措置法第三十八条の二第一項（特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する特定暗号資産の同項に規定する譲渡による事業所得を除く。）」とする。

3　法第三十八条の二第一項の規定の適用がある場合における所得税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第百十一条第四項	、租税特別措置法第三十八条の二第一項（特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（以下この項及び第三章（税額の計算）において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）及び同法第三十八条の二第一項（特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）の見積額につき第三章（税額の計算）及び同法第百二十三条第一項及び第二項、第三号から第五号まで、第百二十七条第一項及び第二項、第百五十五条、第百五十九条第三項、第二号並びに第百六十条第三項
及び課税山林所得金額の見積額につき第三章（税額の計算）	
、その年分の総所得金額	、その年分の総所得金額、租税特別措置法第三十八条の二第一項（特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（以下この項及び第三章（税額の計算）において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）
当該総所得金額	当該総所得金額、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額
課税総所得金額	課税総所得金額、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額
第八十九条（税率）	第八十九条（税率）及び同法第三十八条の二第一項
総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額並びに	総所得金額、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額並びに
第三章（税額の計算）	第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第三十八条の二第一項
課税総所得金額	課税総所得金額、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額
総所得金額	総所得金額、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額

4　法第三十八条の二第一項の規定の適用がある場合における所得税法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十一条の二第二項	総所得金額、租税特別措置法第三十八条の二第一項（特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）
総所得金額	総所得金額、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額
第十七条第四項第五号、第百七十九条第一項イ及び第二号イ、第百八十条第二項第一号、第二百四条第一項第二号、第二百十九条第二項第二号、第二百二十一条第二項、第二百二十一条の三第二項、第二百二十一条の六第一項並びに第二百二十二条第二項	
総所得金額	総所得金額、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額
第二百五十八条第一項	
総所得金額、退職所得金額	総所得金額、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額、退職所得金額
して課税総所得金額	して課税総所得金額、租税特別措置法第三十八条の二第一項（特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に係る課税譲渡所得等の金額
の課税総所得金額	の課税総所得金額、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額
第三章第一節（税率）	第三章第一節（税率）及び租税特別措置法第三十八条の二第一項（特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例）
第二百五十八条第三項第一号及び第二号並びに第五項第一号イ	
第二百六十一条第一号	
の総所得金額	の総所得金額、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額
総所得金額	総所得金額、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額
課税総所得金額	課税総所得金額、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額
第三章第一節（税率）	第三章第一節（税率）及び租税特別措置法第三十八条の二第一項（特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税の特例）